

山鹿市条例第 22 号

山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年山鹿市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 650 人」を「1, 500 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。